

特定非営利活動法人投壺文化協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人投壺文化協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、一般市民に対して、投壺に関する事業を行い、中国伝統文化である投壺の普及および振興を図ることにより、国際文化交流の促進、平和意識の醸成、社会教育の推進、健康福祉の向上、子どもの健全育成、観光振興および地域活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (6) まちづくりの推進を図る活動
- (7) 観光の振興を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① スポーツ及び文化振興事業
 - ② 投壺に関する普及啓発事業
 - ③ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
 - ① 広告掲載事業
 - ② 器材及びグッズ販売・レンタル事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じたときは同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員：この法人の目的に賛同し、法人の運営および意思決定に参画する個人又は団体であって、総会における議決権を有する者とする。
- (2) 一般会員：この法人の目的に賛同し、この法人が実施する事業・活動に参加・協力する個人、法人又は任意団体とする。一般会員は、総会における議決権を有しない。
- (3) 協賛会員：この法人の目的に賛同し、主として財政的又は物的支援を行うことを目的

として入会した個人、法人又は任意団体とする。協賛会員は、総会における議決権を有しない。

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

6 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項

- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から、理事長が指名する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該規定につき正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第34条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第 47 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、法第 31 条第 1 項に掲げる事由により解散する。

2 法第 31 条第 1 項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 事務局

(事務局の設置等)

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 11 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	巫 威宇
副理事長	熊上 聖唯
理事	網谷 翔一

監事 蘇 勇 藝

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2028 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1)正会員 入会金：0 円
 - (2)正会員 会費： 0 円/年
 - (3)一般会員 入会金：2000 円
 - (4)一般会員 会費： 2000 円/年
 - (5)協賛会員 入会金：1 万円
 - (6)協賛会員 会費： 1 万円/年

(設 立 認 証 申 請 用)

役 員 名 簿

フリガナ	トクテイヒエイリカツドウホウジントウコブンカキョウカイ
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人投壺文化協会

役名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
理事	フ イウ 巫 威宇	[REDACTED]	無	理事長
理事	クマカミ キヨイ 熊上 聖唯		無	副理事長
理事	アマタニ ショウイチ 網谷 翔一		無	
監事	ソ ユウゲイ 蘇 勇藝		無	

- ◇ 役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。
- ◇ **親族規定の考え方**
役員総数が5人以下の場合、配偶者も三親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）（※）も含むことはできません。
役員総数が6人以上の場合、各役員につき、1人だけ親族等を含むことができます。
（※）三親等以内の親族
父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）（6ページ参照）
- ◇ 役員報酬を受けることができる者は、役員総数の3分の1以下です。

設 立 趣 旨 書

(法人として取り組んでいこうとする社会的課題の現状・背景)

近年、日本社会においては、グローバル化の進展に伴い、異文化理解や国際交流の重要性が一層高まっている。一方で、地域社会における人と人とのつながりの希薄化、子どもや高齢者の社会参加機会の減少、心身の健康や生きがいに関する課題など、複合的な社会的課題も顕在化している。

古くから伝わる伝統文化である「投壺」は、礼節を重んじ、集中力や精神性を養うとともに、年齢や身体能力を問わず誰もが参加できる文化的遊戯である。このような特性を持つ投壺は、単なる遊戯にとどまらず、国際文化交流、社会教育、健康福祉、子どもの健全育成、観光振興および地域活性化といった分野において、多面的な社会的価値を有している。

しかしながら、投壺は日本国内において十分に認知・普及されているとは言えず、体系的な紹介や継続的な普及活動を担う組織もほとんど存在していないのが現状である。その結果、本来有している文化的・教育的・社会的価値が十分に活かされていない。

(その社会的課題がどうなることが望ましい状態だと考えるか)

以上の社会的背景を踏まえると、望ましい状態とは、異文化理解と国際交流が促進され、世代や立場を超えた人々の交流機会が確保されることにより、地域社会におけるつながりが強化され、子どもから高齢者までが心身ともに健やかに社会参加できる環境が整備された社会であると考えられる。また、伝統文化が適切に継承・活用されることで、社会教育の推進、平和意識の醸成、健康福祉の向上および地域活性化が図られ、不特定かつ多数の者の利益の増進に資する状態が実現されることが望ましい。

(望ましい状態に向け、その社会的課題にどのような解決策があるか)

発起人らは、国際文化交流や地域に根ざした教育・文化活動に関心を持ち、これまで伝統文化である投壺が有する教育的・社会的価値について調査・検討を行ってきた。その過程において、投壺は年齢や身体能力を問わず参加でき、礼節や集中力を養うとともに、世代間交流を促進する可能性を有する文化であるとの認識に至った。

(その社会的課題に対し今までにどのような活動をしてきたのか)

こうした検討を踏まえ、令和7年(2025年)12月21日には、横浜市中区に所在する大鳥中学校体育館において、地域の親子を対象とした投壺体験イベントを実施した。当日は、親子33名(大人14名、小学生19名)が参加し、投壺の基本的な作法やルールを学びながら、実際に体験を行った。

本イベントを通じて、投壺は子どもにとっては新鮮で興味を引く文化体験となるだけでなく、大人にとっても集中して取り組むことで精神的な落ち着きが得られ、日常生活におけるストレスの軽減につながる可能性があることが確認された。また、親子が同じ活動に取り組むことで、自

然な形で世代間の交流が生まれ、地域コミュニティのつながりを深める効果も見られた。

この体験イベントをきっかけとして、投壺は単なる遊戯ではなく、社会教育、健康福祉、子どもの健全育成、さらには地域活性化に資する文化活動として、日本社会において十分に展開する価値があるとの確信を得るに至った。

(今後どのような形で取り組んでいこうと考えているのか、またその活動が不特定かつ多数のものの利益の増進(公益)にどのように寄与するのか)

本法人は、一般市民を対象として投壺に関する事業を行い、伝統文化である投壺の普及および振興を図ることにより、国際文化交流の促進、平和の醸成、社会教育の推進、健康福祉の向上、子どもの健全育成、観光振興および地域活性化に寄与することを目的とするものである。これらの活動は、特定の個人や団体の利益を目的とするものではなく、不特定多数の市民が参加・享受できる公共性の高いものであり、広く社会全体の利益に資するものである。

今後、伝統文化投壺の普及および振興を中核として、地域社会および教育・福祉・国際交流分野における継続的な公益活動を展開していく予定である。

具体的には、第一に、一般市民を対象とした投壺体験会、講習会や文化イベントを定期的開催し、年齢や国籍、経験の有無を問わず誰もが参加できる開かれた文化活動の場を創出する。これにより、伝統文化への理解促進とともに、地域における世代間交流および多文化共生の推進を図る。

第二に、小学校・中学校等の教育機関や地域団体と連携し、投壺を活用した社会教育プログラムを実施する。投壺は礼節や集中力を重んじる文化的背景を有しており、体験を通じて非認知能力の育成や他者への配慮を学ぶ機会を提供することができる。このような取組は、子どもの健全育成および社会教育の推進に寄与するものである。

第三に、高齢者施設や地域コミュニティにおいて、心身の健康維持を目的とした投壺体験プログラムを展開する。投壺は身体的負担が比較的少なく、集中力や適度な運動を伴う活動であることから、健康福祉の向上や生きがいづくりに資する可能性を有している。

さらに、国内外の文化団体や教育機関との交流事業を実施し、投壺を媒介とした国際文化交流を推進する。文化を通じた対話と相互理解は、平和意識の醸成および友好関係の構築に寄与するものであり、本法人はこうした交流の機会を継続的に創出していく。

(なぜ、任意団体や他の法人格ではなく特定非営利活動法人を設立しようとしたのか)

一方で、こうした活動を個人や任意団体の範囲で継続することには限界があり、活動の継続性、社会的信用性、行政や教育機関との連携を確保するためには、明確な目的と責任体制を備えた法人組織の必要性が明らかとなった。

また、これらの活動を継続的かつ安定的に実施し、行政機関、教育機関、地域団体、国際交流団体等との連携を図りながら社会的信用を確保していくためには、任意団体ではなく、明確な目的と責任体制を有する法人格を取得することが不可欠である。このため、特定非営利活動法人と

して法人格を取得し、透明性と公益性を確保した運営を行う必要があると判断した。

そこで発起人らは、これまでの活動実績および検討結果を踏まえ、投壺文化の普及・振興を中核とした公益的活動を継続的かつ組織的に推進するため、特定非営利活動法人として法人格を取得することを決定した。本法人の設立により、広く市民の参加を得ながら、不特定多数の者の利益に資する活動を安定的に実施していくことを目指し、ここに設立認証の申請を行うに至ったものである。

2026年1月12日

特定非営利活動法人投壺文化協会
設立代表者 氏名 巫 威宇

2026 年 度 事 業 計 画 書
法人成立の日から 2027 年 3 月 31 日まで
法人の名称 特定非営利活動法人 投壺文化協会

1 事業活動方針

設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① スポーツ及び文化振興事業

ア 体験会事業

- ・内 容 中国伝統文化である投壺を通じて、年齢や経験を問わず誰もが参加できる体験型イベントを開催する。
- ・日 時 年 4 回（四半期一回）行う予定
- ・場 所 地域公立学校体育館または市民スポーツセンター
- ・従事者人員 2 人
- ・受益対象者 スポーツと文化に関心のある地域住民 延べ 1 2 0 人
- ・支出見込額 1 8 万円

② 投壺に関する普及啓発事業

ア 講習会事業

- ・内 容 投壺の基本技術、礼法、歴史的背景等を体系的に学ぶ講習会を開催する。
- ・日 時 年 1 回行う予定
- ・場 所 公民館会議室
- ・従事者人員 2 人
- ・受益対象者 投壺に関心のある地域住民 延べ 2 0 人
- ・支出見込額 5 万円

イ 情報発信事業

- ・内 容 投壺文化の普及を目的として、資料作成、情報発信、調査研究等を行い、今後の事業展開に必要な基盤整備を行う
- ・日 時 通年
- ・場 所 本法人事務所等
- ・従事者人員 1 人
- ・受益対象者 スポーツと文化に関心のある市民 不特定多数
- ・支出見込額 8 万円

(2) その他の事業

① 広告掲載事業

- ・内 容 本法人が主催又は関与する投壺体験イベント、講習会、広報物（チラシ、パンフレット、公式ウェブサイト等）において、本法人の活動趣旨に賛同する企業・団体の広告を掲載することにより、事業運営に必要な財源の確保を図るとともに、文化・教育・地域活動に関心を有する企業との連携を促進する。
- ・日 時 通年
- ・場 所 会場、公式ウェブサイト、広報物等
- ・従事者人員 1 人

- ・受益対象者 一般会員または協賛会員 不特定多数
- ・支出見込額 2万円

② 器材及びグッズ販売・レンタル事業

- ・内 容 投壺体験イベントや講習会の円滑な実施および投壺文化の普及を目的として、投壺用器材や関連グッズの企画・開発を行うとともに、必要に応じて販売又はレンタルを行う。
- ・日 時 通年
- ・場 所 会場、本法人事務所等
- ・従事者人員 1人
- ・受益対象者 一般会員 不特定多数
- ・支出見込額 1万円

2027 年 度 事 業 計 画 書
2027 年 4 月 1 日 から 2028 年 3 月 31 日 まで
法人の名称 特定非営利活動法人 投壺文化協会

1 事業活動方針

初年度の経験を活かし、単なる体験提供から、より目的意識の高いプログラムへと深化させるために、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① スポーツ及び文化振興事業

ア 体験会事業

- ・内 容 中国伝統文化である投壺を通じて、年齢や経験を問わず誰もが参加できる体験型イベントを開催する。
- ・日 時 年 6 回（4 月、6 月、8 月、10 月、12 月、2 月）行う予定
- ・場 所 地域公立学校体育館または市民スポーツセンター
- ・従事者人員 2 人
- ・受益対象者 スポーツと文化に関心のある地域住民 延べ 200 人
- ・支出見込額 27 万円

② 投壺に関する普及啓発事業

ア 講習会事業

- ・内 容 投壺の基本技術、礼法、歴史的背景等を体系的に学ぶ講習会を開催する。
- ・日 時 年 1 回（6 月）行う予定
- ・場 所 公民館会議室
- ・従事者人員 2 人
- ・受益対象者 投壺に関心のある地域住民 延べ 20 人
- ・支出見込額 6 万円

イ 情報発信事業

- ・内 容 投壺文化の普及を目的として、資料作成、情報発信、調査研究等を行い、今後の事業展開に必要な基盤整備を行う
- ・日 時 通年
- ・場 所 本法人事務所等
- ・従事者人員 1 人
- ・受益対象者 スポーツと文化に関心のある市民 不特定多数
- ・支出見込額 10 万円

(2) その他の事業

① 広告掲載事業

- ・内 容 本法人が主催又は関与する投壺体験イベント、講習会、広報物（チラシ、パンフレット、公式ウェブサイト等）において、本法人の活動趣旨に賛同する企業・団体の広告を掲載することにより、事業運営に必要な財源の確保を図るとともに、文化・教育・地域活動に関心を有する企業との連携を促進する。

- ・日 時 通年
- ・場 所 会場、公式ウェブサイト、広報物等
- ・従事者人員 1人
- ・受益対象者 一般会員または協賛会員 不特定多数
- ・支出見込額 2万円

② 器材及びグッズ販売・レンタル事業

- ・内 容 投壺体験イベントや講習会の円滑な実施および投壺文化の普及を目的として、投壺用器材や関連グッズの企画・開発を行うとともに、必要に応じて販売又はレンタルを行う。
- ・日 時 通年
- ・場 所 会場、本法人事務所等
- ・従事者人員 1人
- ・受益対象者 一般会員 不特定多数
- ・支出見込額 3万円

活動予算書

成立の日から2027年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人投壺文化協会

(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	¥ -		¥ -
一般会員受取会費	¥ 2,000		¥ 2,000
協賛会員受取会費	¥ 10,000		¥ 10,000
受取会費計	¥ 12,000	¥ -	¥ 12,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	¥ 300,000		¥ 300,000
施設等受入評価益	¥ -		¥ -
受取寄附金計	¥ 300,000	¥ -	¥ 300,000
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	¥ -		¥ -
受取助成金等計	¥ -	¥ -	¥ -
4. 事業収益			
スポーツ及び文化振興事業収益	¥ 24,000		¥ 24,000
投壺に関する普及啓発事業収益	¥ 10,000		¥ 10,000
広告掲載事業収益		¥ 30,000	¥ 30,000
器材及びグッズ販売・レンタル事業収益		¥ 50,000	¥ 50,000
事業収益計	¥ 34,000	¥ 80,000	¥ 114,000
5. その他収益			
受取利息	¥ -		¥ -
雑収益	¥ -		¥ -
その他収益計	¥ -		¥ -
経常収益計	¥ 346,000	¥ 80,000	¥ 426,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	¥ 200,000	¥ -	¥ 200,000
法定福利費	¥ -	¥ -	¥ -
退職給付費用	¥ -	¥ -	¥ -
福利厚生費	¥ -	¥ -	¥ -
人件費計	¥ 200,000	¥ -	¥ 200,000
(2) その他経費			
会議費	¥ -	¥ -	¥ -
旅費交通費	¥ 10,000	¥ -	¥ 10,000
施設等評価費用	¥ 20,000	¥ -	¥ 20,000
減価償却費	¥ -	¥ -	¥ -
ウェブページ制作費用	¥ 80,000	¥ -	¥ 80,000
広告制作費用	¥ -	¥ 20,000	¥ 20,000
投壺器具購入費用	¥ -	¥ 10,000	¥ 10,000
支払利息	¥ -	¥ -	¥ -
その他経費計	¥ 110,000	¥ 30,000	¥ 140,000
事業費計	¥ 310,000	¥ 30,000	¥ 340,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	¥ -	¥ -	¥ -
法定福利費	¥ -	¥ -	¥ -
退職給付費用	¥ -	¥ -	¥ -
福利厚生費	¥ -	¥ -	¥ -
人件費計	¥ -	¥ -	¥ -
(2) その他経費			
会議費	¥ -	¥ -	¥ -
旅費交通費	¥ -	¥ -	¥ -
施設等評価費用	¥ -	¥ -	¥ -
減価償却費	¥ -	¥ -	¥ -
ドメイン保守費用	¥ 20,000	¥ -	¥ 20,000

バーチャルオフィス利用料金	¥	20,000	¥	-	¥	20,000
法人印鑑制作費用	¥	15,000	¥	-	¥	15,000
名刺作成	¥	5,000	¥	-	¥	5,000
支払利息	¥	-	¥	-	¥	-
その他経費計	¥	60,000	¥	-	¥	60,000
管理費計	¥	60,000	¥	-	¥	60,000
経常費用計	¥	370,000	¥	30,000	¥	400,000
当期経常増減額	¥	-24,000	¥	50,000	¥	26,000
III 経常外収益						
1. 固定資産売却益	¥	-			¥	-
経常外収益計	¥	-	¥	-	¥	-
IV 経常外費用						
1. 過年度損益修正損	¥	-	¥	-	¥	-
経常外費用計	¥	-	¥	-	¥	-
経理区分振替額	¥	50,000	¥	-50,000	¥	-
当期正味財産増減額	¥	26,000	¥	-	¥	26,000
前期繰越正味財産額					¥	-
次期繰越正味財産額					¥	26,000

活動予算書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人投壺文化協会

(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	¥ -		¥ -
一般会員受取会費	¥ 10,000		¥ 10,000
協賛会員受取会費	¥ 50,000		¥ 50,000
受取会費計	¥ 60,000	¥ -	¥ 60,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	¥ 200,000		¥ 200,000
施設等受入評価益	¥ -		¥ -
受取寄附金計	¥ 200,000	¥ -	¥ 200,000
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	¥ -		¥ -
受取助成金等計	¥ -	¥ -	¥ -
4. 事業収益			
スポーツ及び文化振興事業収益	¥ 40,000		¥ 40,000
投壺に関する普及啓発事業収益	¥ 10,000		¥ 10,000
広告掲載事業収益		¥ 70,000	¥ 70,000
器材及びグッズ販売・レンタル事業収益		¥ 150,000	¥ 150,000
事業収益計	¥ 50,000	¥ 220,000	¥ 270,000
5. その他収益			
受取利息	¥ -		¥ -
雑収益	¥ -		¥ -
その他収益計	¥ -		¥ -
経常収益計	¥ 310,000	¥ 220,000	¥ 530,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	¥ 280,000	¥ -	¥ 280,000
法定福利費	¥ -	¥ -	¥ -
退職給付費用	¥ -	¥ -	¥ -
福利厚生費	¥ -	¥ -	¥ -
人件費計	¥ 280,000	¥ -	¥ 280,000
(2) その他経費			
会議費	¥ -	¥ -	¥ -
旅費交通費	¥ 20,000	¥ -	¥ 20,000
施設等評価費用	¥ 30,000	¥ -	¥ 30,000
減価償却費	¥ -	¥ -	¥ -
ウェブページ制作費用	¥ -	¥ -	¥ -
広告制作費用	¥ -	¥ 20,000	¥ 20,000
投壺器具開発費用	¥ 100,000	¥ -	¥ 100,000
投壺器具購入費用	¥ -	¥ 30,000	¥ 30,000
支払利息	¥ -	¥ -	¥ -
その他経費計	¥ 150,000	¥ 50,000	¥ 200,000
事業費計	¥ 430,000	¥ 50,000	¥ 480,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	¥ -	¥ -	¥ -
法定福利費	¥ -	¥ -	¥ -
退職給付費用	¥ -	¥ -	¥ -
福利厚生費	¥ -	¥ -	¥ -
人件費計	¥ -	¥ -	¥ -
(2) その他経費			
会議費	¥ -	¥ -	¥ -
旅費交通費	¥ -	¥ -	¥ -
施設等評価費用	¥ -	¥ -	¥ -
減価償却費	¥ -	¥ -	¥ -

ドメイン保守費用	¥	20,000	¥	-	¥	20,000
バーチャルオフィス利用料金	¥	20,000	¥	-	¥	20,000
支払利息	¥	-	¥	-	¥	-
その他経費計	¥	40,000	¥	-	¥	40,000
管理費計	¥	40,000	¥	-	¥	40,000
経常費用計	¥	470,000	¥	50,000	¥	520,000
当期経常増減額	¥	-160,000	¥	170,000	¥	10,000
III 経常外収益						
1. 固定資産売却益	¥	-			¥	-
経常外収益計	¥	-	¥	-	¥	-
IV 経常外費用						
1. 過年度損益修正損	¥	-	¥	-	¥	-
経常外費用計	¥	-	¥	-	¥	-
経理区分振替額	¥	170,000	¥	-170,000	¥	-
当期正味財産増減額	¥	10,000	¥	-	¥	10,000
前期繰越正味財産額					¥	26,000
次期繰越正味財産額					¥	36,000